

○騒音規制法の特定施設と管理者法の資格の関係

施行令別表第1		施設の区分	規 模 要 件	選任すべき有資格者
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。	管理者法上は適用外
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)		
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上 のものに限る。	騒音又は騒音・振動 980 キロニュートン以上
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 のものに限る。	管理者法上は適用外
		ト 鍛造機		騒音又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー
		チ ワイヤーフォーミングマシン		
		リ ブラスト (タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)		
		ヌ タンブラー		
		ル 切断機 (といしを用いるものに限る。)		
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 のものに限る。		管 理 者 法 上 は 適 用 外
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 のものに限る。		
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)			
5	建設用資材 製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。	
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)			
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上 のものに限る。	
		ハ 破木機		
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ホ 丸のこ盤		
		ヘ かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
8	抄紙機			
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)			